

國學院大學學術情報リポジトリ

国会会議録における副詞の使用実態

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 呉, 雨 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001507

国会会議録における副詞の使用実態

呉 雨

論文要旨

本稿では、『ひまわり』による^{こっかいかいぎろく}国会会議録のデータを調査資料として、^{こうてきばめん}公的場面の発話における^{ふくし}副詞の^{しようじつたい}使用実態を観察した。

まず、副詞の種類に留意して観察すると、様態副詞はバリエーションが豊富であるのに対して、時間副詞は使用される回数が最も多い。また、文体的特徴の視点から見ると、例えば、「しっかり」「もう」のような話し言葉的な副詞、「極めて」「より」のような書き言葉的な副詞、「全く」「特に」のような話し言葉と書き言葉の両面的な性格を持つ副詞が使用されており、全体として、国会会議録における副詞は^{ハナシコトバトカキコトバノチュウカンテキセイカク}話し言葉と書き言葉の中間的性格を持っていることがわかった。国会会議録はいくつかの点で、文体的に話し言葉と書き言葉の中間的な特徴を持つことがすでに指摘されてきたが、副詞の状況からもこのことが確認できたとと言える。さらに、国会会議録では「直ちに」は当為表現「べきだ」と共起し、「決して」「到底」「断じて」は「許してはならない」のような禁止表現と共起する傾向が見られた。

キーワード：国会会議録 公的場面 副詞 使用実態 話し言葉と書き言葉の中間的性格

1. はじめに

筆者はこれまで、ビジネス文書、法律の条文、職場談話コーパス、ビジネス場面を反映するテレビドラマなどの言語資料における副詞の使用実態を検討してきた¹。本稿では会議における副詞の使用実態を明らかにする。会議での発言は公的場面での発話ではあるが、日常の自然談話のような話し言葉が多用されるという側面がある。しかし、相手を意識しながら、論理的に意見を述べる性質があるため、日常の自然談話とは異なる言語的特徴も現れる。したがって、副詞の使用についても特徴や傾向が現れることが予想される。

会議の発言内容を記録した会議録は、会議における語彙の使用を検討するのに最適な言語資料である。しかしながら、企業や団体などの会議録は多くの場合公開されないため扱

にくいのが現状である。

そこで、本稿では、公の会議録である国会会議録のデータを調査資料として分析を行う。具体的には話し言葉的な副詞と書き言葉的な副詞の使用、当為表現、禁止表現と共に起る副詞に着目し、国会の会議での発話における副詞の使用実態を考察する。

2. 先行研究

2.1 言語資料としての国会会議録

国立国会図書館による国会会議録検索システムは、2001年よりインターネット上で公開されて以来、さまざまな分野で分析されている。松田健次郎（2004:56）は、国会会議録は、戦後政治史研究者にとっての第一級史料でもあり、日本各地出身である成人の戦後60年近くにわたる改まった話し言葉での膨大な発話記録とも捉えられると述べている。

山本和英（2008:236-238）は、国会会議録は「大規模」なデータを持ち、長期的に蓄積され続けている「通時的なコーパス」であり、「話し言葉を取り扱ったコーパスとして貴重である」としている。

言語資料としての会議録の研究は、議事速記録を分析した諸星美智直（1986）以来指摘されており、松田健次郎（2008:25）によると、字句の整理を経た国会会議録では、言い誤り、冗長性、繰り返し、語順の乱れなどといった自然談話的特徴が修正されている点、また質問・答弁で原稿や資料を読むことが多い点から、口語的特徴も多分に残しているものの、話し言葉と書き言葉の中間的性格を持つものと位置づけるべきであると指摘している。

また、文体的特徴について、松田健次郎ほか（2008:57-58）によれば、話し言葉と書き言葉の両極の間にはCMC（電子メール、チャットなど）、電話、国会会議録のような談話の分野があるとあり、国会会議録を完全な話し言葉でも完全な書き言葉でもない、「中間的特徴」を持っている談話と位置づけている。

上記の先行研究をまとめると、発話者が原稿などを読む場合があり、また発言が文字化の過程で修正される点で、国会会議録を完全な「話し言葉」の言語資料として扱うことは妥当ではない。このように話し言葉と書き言葉の「中間的特徴」²を持つと見なせる国会会議録では、副詞の使用はどうなっているであろうかという点が本稿の課題である。

2.2 副詞の分類に関する先行研究

副詞の分類については、山田孝雄（1936:374）による「情態副詞」「程度副詞」「陳述副詞」

に分類される3分法が最も多く適用されている。以来、多くの研究者がさまざまな観点から、副詞の分類について試みてきた。

本稿では、山田孝雄（1936）に従い、副詞を大きく「情態副詞」「程度副詞」「陳述副詞」の3種類に分類する。このうち、情態副詞については、工藤浩（2000）に倣い、「情態副詞」を「様態副詞」と「時間副詞」³に分けて扱う。また、「陳述副詞」の下位分類には種々の先行研究があるが、ここでは、工藤浩（2000）における「陳述副詞」の分類方法に従う。工藤浩（2000）では、「陳述副詞」は「叙法副詞」「とりたて副詞」「評価副詞」と分類でき、「叙法副詞」はさらに「A 願望—当為的な叙法」「B 現実確認的な叙法」「C 条件—接続の叙法」「D 下位叙法」に分けられると述べられている。

3. 調査資料と調査方法について

本稿では電子化された国会会議録を調査資料とする。国立国会図書館に提供されている国会会議録検索システムでは、「簡単検索」と「詳細検索」が設定されており、特定のキーワードによる検索ができるが、「副詞」という品詞に絞って検索することは不可能である。しかし、近年、国立国語研究所で開発された「現代日本語書き言葉均衡コーパス（BCCWJ）」による国会会議録を特定対象にする検索は可能であり、品詞としての「副詞」で指定できる。ただし、BCCWJには国会会議録の1971年から2008年までのデータしか収録されていない。

そのため、本稿では、全文検索システム『ひまわり』の『国会会議録』パッケージ（本会議版）を用い、形態素解析済みのデータを調査資料とする。このパッケージに収録されているのは、1947年から2012年までの国会の本会議の記録であり、1.48億字の内容が含まれている。データが膨大であるため、検索には、最も新しい1年分のデータである2012年に開催された本会議を調査の対象とする。以降、このデータを国会会議録（2012）と呼ぶ。

副詞の認定については、全文検索システム『ひまわり』の『国会会議録』パッケージによる形態素解析の結果に従うが、判断しにくい語がある場合は、『精選版日本国語大辞典』と国立国語研究所の形態素解析ツール「Web茶まめ」による形態論情報を基準にする。

4. 国会会議録（2012）に使用される副詞の使用実態

上記の手法で調査を行ったところ、使用される副詞の異なり語数は282語⁴であり、延べ語数は7167語であった。2.2で示した分類で集計したものを、以下の表1に使用数の多い

表1 国会会議録（2012）で使用された副詞

分類		副詞	異なり 語数	延べ 語数
情態副詞	様態副詞	しっかり そう こう できるだけ きちんと あえて はっきり ようやく わざわざ 謹んで（つつしんで）何とか きちと 次々 相まって ぎりぎり どんどん 極力 あっさり すっきり ひたすら ちょうど 着々 じっくり きっぱり さんざん 徐々に なるべく いたずらに 無理やり あまねく しかと ついに いろいろ きっちり ちゃんと くるくる おのずともろに ばらばら 種々 次第に ころころ 翻って すんなり だらだら どうやら あたふた そろそろ ちゃっかり ぬるぬる じわじわ 辛うじて こぞって ばっさり 泣く 泣く やっと じかに 思わず 丸ごと ごっそり すっきり ごちゃごちゃ せっかく とうとう こっそり 生き生き 一応 ぬくぬく 暗に 思い切り 何となく しゃにむに ばんばん ドスン はるか 伸び伸び 勢い ひとり ゆっくり 伸よく ぼろり しみじみ 長らく しんみり ばたばた すっぱり 返す返す そっくり たまたま ぐるぐる ざっくり うようよ きゆうきゆう 休み休み 何だか そそくさ くしくも とかく ざっと さも (1) がっかり ひたひた 日に日に ばったり	104	856
	時間副詞	まず 引き続き 既に 改めて 間もなく まず は かつて 直ちに いまだ もはや まだ もう 初めて いまだにも とより 今や あらかじめ すぐもともと (元々) まだまだ 突然 一旦 よく なおいよいよ いつも たびたび (度々) はや 今さら ずっと しばらく また つい なおかつ 時々 かねて 急速 しばしば 相変わらず 早速 いきなり 突如 つとに やがて 時に すぐさま かねがね 行く行く たちまち たちどころに ひとまず 早々	52	2140
程度副詞		さらに (更に) 極めて (きわめて) 一層 より 最も 全く ほとんど もう 大いにもっと よく おおむね 少し ますます ほほ およそ 相当 たった 余り 一段 ちよっと ことごと く かなり ごく 甚だ まして 多少 やや なおさら 多々 なかなか いっぱい いわんや おおよそ 随分 よほど 至極 ひときわ ごくごく とても とつても すこぶる 何とも 幾らか よほど	45	1671
陳述副詞	叙法副詞	A 願望—当為的な叙法 (依頼) 何とぞ よろしく (宜しく) どうぞ どうか (勧誘・申し出) まあ (希望・当為) ぜひ (是非) 当然 ぜひとも (是非とも) どうしても B 現実確認的な叙法 (質問・疑念) どう なぜ 一体 いかん 果たして どうして 何で (断定) もちろん 無論 (確信) 必ず きつと (推測) 恐らく まさか よもや たしか 多分 (推定) どうしても どうも (不確定) もしかして もしかすれば ひょっとしたら (比況) あたかも まるで さも (2) (否定) a (判断性強し) 決して 断じて ゆめゆめ (部分否定) 必ずしも 一概に b (程度性) 全く いささか まるで c (動作限定) ついぞ さっぱり (不可能) とても 到底 なかなか とつても (疑問詞) 何一つ どうこう どうにも C 条件—接続の叙法 (仮定条件) 仮に もし もしも (仮定逆条件) たとえ D 下位叙法 (確認・同意) けだし (証拠立て) 現に (たとえ) いわば (言わば) (概括) 総じて (まとめ) ひっきょう (はしより) とにかく いずれ どうせ とにかく しょせん いっそのこと (予想・予期) やはり 案の定 やっぱり	68	1636
	とりたて副詞	特に まさに ただ 本当に 真に まことに (誠に) むしろ あくまで とりわけ 少なくとも 単に 実に 別に まさしく (正しく) かえって ただただ せめて どうも 専ら 主として ひとえに 殊に せいぜい	22	859
	評価副詞	よく さすが	2	5
合計			293	7167

順に示す(漢字と仮名表記など複数の表記が見られた語は括弧内に別の表記を示している。表記が異なるものは、同一の副詞と考えるため、異なり語数に含めないこととした)。

副詞の分類別に見ると、異なり語数は様態副詞(104)、叙法副詞(68)、時間副詞(52)、程度副詞(45)、とりたて副詞(22)、評価副詞(2)の順に多い。延べ語数は時間副詞(2140)、程度副詞(1671)、叙法副詞(1636)、とりたて副詞(859)、様態副詞(856)、評価副詞(5)の順に多い。陳述副詞の下位分類を見ると、評価副詞は異なり語数、延べ語数ともにわずかであり、叙法副詞、とりたて副詞の使用頻度が圧倒的に多い。

国会会議録(2012)では、様態副詞の異なり語数が最も多く、バリエーションが豊富である。原因として様態副詞には、「ドスン」「くるくる」のような擬音語・擬態語が含まれているため、調査で確認できた種類が他と比べて多くなっていることが考えられる。延べ語数は時間副詞が最も多い。時間副詞は、「いまだに何の支援策も講じられていません」のような事態は緊迫しているという催促する場面などで使用され、時間的要素が重視されるため、会議の中で多用されていると考えられる。

5. 他分野の副詞との比較

これまでビジネス文書(呉雨2019a)、ビジネス関係の法律の条文(呉雨2020b)、職場談話コーパス(呉雨2020c)、ビジネス場面を反映するテレビドラマ(呉雨2020d)の各分野における副詞の使用状況について検討してきた。国会会議録に使用される副詞の使用頻度上位30語を、2.2で示した分類でまとめ、他の分野の上位30語とともに表2に示す。

表2 各分野における使用頻度上位30語の副詞

順位	国会会議録	ビジネス文書	法律の条文	職場談話コーパス	ドラマ
1	まず	ますます(益々)	なお(仍)	そう	そう
2	さらに(更に)	誠に(まことに)	いつでも	まあ	どう
3	どう	よろしく(宜しく)	現に	ちょっと	もう
4	しっかり	まずは	直ちに	もう	ちょっと
5	極めて(きわめて)	取り急ぎ(とり急ぎ)	既に(すでに)	どう	よろしく
6	特に	何とぞ(なにとぞ・何卒)	あらかじめ	こう	まあ
7	全く	大変(たいへん)	特に	やっぱり	本当に
8	なぜ	いよいよ	最も	けっこう(結構)	また
9	引き続き	いつも	自ら	たとえば(例えば)	まだ
10	既に	一層(いっそう)	更に(さらに)	まだ	よく
11	まさに	どうぞ	どう	ぜんぜん(全然)	ぜんぜん
12	改めて	早速(さっそく)	当分	また(又)	ちゃんと
13	一層	ぜひ(是非)	単に	一番(いちばん)	何とか

14	間もなく	どうか	専ら	よく(良く)	やっぱり
15	より	改めて(あらためて)	一層	たぶん(多分)	ずっと
16	まずは	すでに	初めて	あんまり	もっと
17	もう	重ねて	まず(まづ)	どうも	少し
18	そう	いまだ(未だ)	また	ちゃんと	こう
19	一体	毎々	まだ	やっぱ	すぐ
20	決して	必ず	あまねく	いろいろ	いろいろ
21	本当に	ひとえに(偏に)	もとより	ずっと	どうぞ
22	最も	さらに(更に)	-	とりあえず	別に
23	もちろん	より	-	まず	本当
24	真に	くれぐれも	-	もし	一番
25	かつて	ぜひと(是非とも)	-	すぐ	さすが
26	直ちに	じゅうぶん(十分)	-	もっと	まずは
27	仮に	突然	-	少し	しっかり
28	いまだ	はなはだ(甚だ)	-	よろしく	どうして
29	まことに(誠に)	特に(とくに)	-	特に	どうも
30	もはや	かねて(予ねて・予て)	-	いっばい	もちろん

注:「法律の条文」の22位以下は、呉雨(2020b)では調査範囲外のため、空欄で示す。

表2に示した国会会議録(2012)に使用される上位30語の副詞のうち、「既に」「改めて」「一層」「より」「まずは」などは、「ビジネス文書」と「法律の条文」にも見られ、上位30語の中でもより書き言葉的な副詞であると言える。一方、国会会議録(2012)では、「職場談話コーパス」と「ドラマ」で使用される話し言葉的な副詞「もう」「そう」「本当に」「もちろん」が上位に出現している。また、国会会議録(2012)に使用される「どう」「特に」は「ビジネス文書」「法律の条文」「職場談話コーパス」「ドラマ」でも現れる。

次に国会会議録(2012)に使用される副詞が話し言葉と書き言葉の中間的特徴を持っているかどうかを明らかにするため、中村明(2010)に示されている各語の使用される文体などについての記述を参考にして、国会会議録(2012)の使用頻度上位30語の副詞の文体的特徴を整理した。以下の表3に示す。

表3 国会会議録における上位30語の文体的特徴

順位	副詞	文体的特徴
1	まず	会話・文章
2	さらに	やや改まった会話や文章
3	どう	会話や硬くない文章
4	しっかり	主に会話
5	極めて	改まった会話や文章
6	特に	会話・文章
7	全く	会話・文章
8	なぜ	会話・文章
9	引き続き	公式の挨拶、やや硬い文章

10	既に	やや改まった会話や文章
11	まさに	会話・文章
12	改めて	会話・文章
13	一層	会話・文章
14	間も無く	くだけた会話や硬い文章
15	より	非常に改まった会話や硬い古風な文章
16	まずは	会話・文章
17	もう	会話・軽い文章
18	そう	会話・文章
19	一体	会話・文章
20	決して	公式発言
21	本当に	主に会話
22	最も	やや改まった会話や文章
23	もちろん	くだけた会話から硬い文章まで
24	真に	改まった会話ややや硬い文章
25	かつて	やや改まった会話や文章
26	直ちに	改まった会話や丁重な手紙など
27	仮に	会話・文章
28	いまだ	改まった会話や硬い文章
29	まことに (誠に)	やや改まった会話から硬い文章まで
30	もはや	会話・文章

表3に示したように、4位の「しっかり」と21位の「本当に」は主に会話で使用される話し言葉的な副詞であり、5位の「極めて」や15位の「より」は改まった会話と文章に用いられる書き言葉的な副詞である。この他は、話し言葉と書き言葉のいずれにも使用される副詞である。

また、国会会議録では物事の実現における時間的経過を表す副詞「もう」(17位)と「既に(すでに)」(10位)の両方が用いられている。会話・軽い文章に使用される話し言葉的な「もう」と、やや改まった会話・文章に使用される書き言葉的な「既に」が同一分野の資料に出現していることは、国会会議録が話し言葉と書き言葉の中間的特徴を持っていることの一例であると言える。このように、松田健次郎ほか(2008)で指摘されるいわゆる「中間的特徴」は、国会会議録(2012)における副詞にも見られると言える。

6. 国会会議録における当為表現、禁止表現と共起しやすい副詞

ここまでは国会会議録に使用される副詞の全般を対象にしたが、本節では当為表現、禁止表現と比較的共起しやすい副詞に注目する。

6.1 「直ちに」と当為表現「べきだ」の共起

国会会議録（2012）に出現する副詞を集計した結果、時間副詞に属する「直ちに」の71例のうち、15例の「直ちに」が当為表現「べきだ」と共起している。それらの一部を掲げる（下線は稿者による、以下同様）。

- (1) 生活保護については、額に汗する正直な働き者が報われるよう、不正受給への対策、給付水準の適正化が急務であり、直ちに取り組むべきです。

（衆議院181回2号 安倍晋三⁵）

- (2) また、中小企業資金繰りだけでなく、中小企業が真に再生し、地域が活力を取り戻すような中小企業の再生支援策の抜本的な強化を、政治の判断と責任において直ちに行うべきです。

（衆議院181回2号 東祥三）

- (3) そもそも、安全基準は、科学的知見に基づくものであり、どの組織が策定したとしても、これが科学的知見に適合していれば直ちに適用させるべきものであるとは考えられます。

（衆議院180回22号 柴山昌彦）

- (4) やはり、年金抜本改革、そして高齢者医療制度の見直しは、直ちに撤回すべきであります。総理の答弁を求めます。

（衆議院180回20号 竹内譲）

- (5) 特定の大企業への実質補助金と化しているこうした措置は、直ちに廃止すべきではありませんか。

（衆議院180回5号 佐々木憲昭）

国会会議録に使用される「直ちに」と「べきだ」の共起からは、「対策に取り組む、行う」「安全基準を適用する」「制度の見直しを撤回する」「措置を廃止する」という事柄は政府の義務であるという発言者の主張が読み取れる。また、「直ちに」という副詞によって、緊迫した状況も表明されている。

法律の条文を対象にした呉雨（2020b）の調査では、「直ちに」の用例は40であった。そのうち、「直ちに」と当為表現が共起している例は25であり、そのうち24例は「直ちに」と「しなければならない」が共起している。その例として、用例（6）（7）を挙げる。また、法律の条文を対象にした調査結果で「直ちに」と「べきだ」が共起するのは用例（8）のみである。

- (6) 第三百五十七条 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主（監査役設置会社にあつては、監査役に報告しなければならない。

（会社法・第二編 株式会社 第四章 機関）

- (7) 第七百四十九条 船長は、第三者から運送品を受け取るべき場合において、その第三者を確知することができないとき、又はその第三者が運送品の船積みをしないときは、直ちに傭船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

（商法・第三編 海商 第三章 海上物品運送に関する特則）

- (8) 第五百四十六条 2 前項の場合においては、当事者が直ちに履行をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。

（商法・第二編 商行為 第五章 仲立営業）

法律の条文では、法的義務を規定する際に、「直ちに」を用いて即時性を表す。それと比べると、国会会議録では、法的義務ではなく、国民、国の利益のために制度を実行するという政府の義務に対して、国会議員が事態の嚴重性を強調するために「直ちに」を用いている。

また、「直ちに」は法律の条文では一般に「なければならない」と共起する。一方、国会会議録（2012）では、「直ちに」は「なければならない」と共起する例は見られず、「べきだ」と共起しやすいという傾向が見られる。その違いは、「なければならない」と「べきだ」の性格の違い、および法律と国会における発言の性格の違いから説明できる。

郷丸静香（1995）の記述によれば、「日本では、車は左側を通らなければならない」のような法律に基づく行為は、強制力を持つ義務であり、「なければならない」は、「行為主体の意志の有無に関わらず、状況的にあるいは話し手からの実現への強い要請」を表すという。それに対して、「べきだ」は、「話し手が状況的に妥当であると判断したことの行為主体への要請」を表し、「行為主体の意志は尊重される」と述べている。

法律の条文は、それが妥当だと述べるものではなく、強制力を持って法的義務を指示するものであるため、一般に「べきだ」は使われず、「なければならない」が使われる（ただし、文末ではなく、文中の従属節では、上例（8）「履行すべきとき」のように「べき」が使われる）。一方、国会会議録では、発言者は相手の意志を尊重し、「べきだ」を用いている。これは先行研究で言及されている内容と一致している。同様のことが、時間と関わる副詞「直ちに」で言える。法律の条文と国会会議録で「直ちに」と共起する当為表現が

異なるのは、「なければならない」と「べきだ」の意味的相違と関連するからであると考えられる。

6.2 「決して」「到底」「断じて」と禁止表現の共起

本調査の結果を見ると、国会会議録（2012）において、以下の（9）のように、「決して」「到底」「断じて」と「認めてはならない」のような禁止表現との共起が多く出現している。

- （9）ただいまこの場で決議されようとしている特例公債法修正案は、財政規律はどうか、法治国家の根幹を揺るがす重大な法律違反を法律に規定するという法律である点で、立法府の国会が決して認めてはならないことを強く主張いたします。

（衆議院181回5号 平智之）

禁止構文について、田中寛（2009）によれば、「てはならない」という複合辞は一般に許可を表す「てもいい」の対置表現であるが、書き言葉で用いられる「忘れてはならない」のような表現における「てはならない」は、「釘をさす」という意味を表し、強制的な意味を持つと述べている。また、新聞の社説には筆者の主張の形態として「てはならない」をはじめとする禁止、制止の構文が多く見られるが、それは新聞の果たすべき社会的役割、義務を国民の代わりに改善要求を主張するためであると指摘している。同論文では「てはならない」のほか、この種類のものとして「てはいけない」「ては困る」「べきではない」「わけにはいかない」も取り上げられており、「あってはならない」「起きてはならない」「忘れてはならない」は多用される表現パターンであると述べている。

国会会議録（2012）では、上記の（9）の「認めてはならない」以外に、次の（10）～（18）のような「認める」「容認」「許す」が含まれる禁止表現と共起することが特徴的である。ここでは、「認めてはならない」のように許可を表す「許す」「容認する」「認める」が含まれる禁止表現を「不許可」表現とする。

- （10）これは、鳩山総理のCO₂の二五%削減や、菅総理の太陽光パネル一千万戸発言と同じであり、民主党の常套手段ですが、決して認められるものではありません。

（参議院180回2号 中曽根弘文）

- （12）特に、平成二十四年度から平成二十七年度まで立法措置なしに赤字国債を発行

できるとすることは、予算の単年度ごとに国会がチェックする機能をも奪うものであり、到底容認できるものではありません。

(参議院181回5号 玉城デニー)

- (13) 国民の皆さんに約束したことを実行せず、逆に、引き上げないと言った消費税を引き上げようとする、このような国民の皆さんの思いを裏切る行為は、断じて許されるべきものではありません。 総理の責任を厳しく問いただしいと思います。

(参議院180回20号 豊田潤多郎)

「決して」「到底」「断じて」という副詞の使用は、話題に対する発言者の許せない、あるいは容認することのできない気持ちをより強く表し、聞き手に事態の深刻さを認識させ、弁解の余地のないほど、自分の主張を強く表明する効果がある。新聞の社説における「忘れてはならない」のような禁止表現と比べると、上記の国会会議録における「断じて許しません」のような表現のほうが、発言者の「不許可」の心情を込めた主張であると考えられる。

上記の用例以外の「決して」「到底」「断じて」と共起する「不許可」表現の形式は、以下のようなバリエーションがある(表4)。

表4 国会会議録(2012)における「決して」「到底」「断じて」と共起する「不許可」の表現形式

表現形式		副 詞			
		決して	到底	断じて	計
認める	①認められません	-	1	6	7
	②認めてはならない	1	-	-	1
	③認められるものではありません	1	-	-	1
	④認めるべきではない	-	1	1	2
	⑤認めるわけにはいきません	-	-	1	1
容認する	①容認できない／ません	5	-	9	14
	②容認できるものではありません	-	1	-	1
許す	①許せません	-	-	1	1
	②許されない／ません	1	2	8	11
	③許されるもの(こと)ではない／ありません	1	3	1	5
	④許すことは(の)できない／ません	1	-	2	3
	⑤許されるべきものではない／ありません	-	-	1	1
	⑥許すわけにはいきません	-	-	1	1
合計		10	8	31	49

「決して」「到底」「断じて」は「不許可」表現と共起するという共通点があるが、「決して」「到底」「断じて」の相違点は何か。「決して」「到底」「断じて」の用法について、飛田良文・浅田秀子（2018）では以下のように記述している。

けっして [決して]：後ろに打消しや禁止の表現を伴って、打消しや禁止を強調する様子を表す。プラスマイナスのイメージはない。打消しや禁止を伴う述語にかかる修飾語として用いられる。ややかたい文章語で、公式の発言などによく用いられる。

とうてい [到底]：後ろに打消しや否定の表現を伴って、可能性がまったくないことを誇張する様子を表す。マイナスイメージの語。述語にかかる修飾語として用いられる。主体の主観として可能性がまったくないという判断を誇張的に表し、感嘆と無力感の暗示がある。

だんじて [断じて]：意志や判断を誇張する様子を表す。プラスマイナスのイメージはない。述語にかかる修飾語として用いられる。かなりかたい文章語で、公式の発言などによく用いられる。

また、中村明（2010）による記述では、「断じて」は「決して」の強調表現であり、「到底」は否定的表現を伴い、「とても」の強意であると述べている。

「決して」「到底」「断じて」の特徴について、飛田良文・浅田秀子（2018）、中村明（2010）における記述を以下の表5にまとめる。

表5 「決して」「到底」「断じて」の特徴

副詞	決して	到底	断じて
文体	公式発言	会話・文章	公式発言
イメージ	なし	マイナス	なし
意味	禁止	可能性がない、 主観誇張	判断誇張、 「決して」の強調表現

上記の解説によれば、禁止を強調する「決して」と比べて、「到底」と「断じて」は、主体の判断を表す。そして、「決して」と「断じて」は公式の発言に多用される。「到底」は「会話・文章」で使用されやすく、マイナスのイメージを持つため、国会会議録（2012）においては、「不許可」表現と共起する「決して」「断じて」の例の方が「到底」よりも多

いことが指摘できる。

7. おわりに

本稿では、国会会議録を言語資料として副詞の使用状況について調査を行なった。国会会議録では様態副詞の異なり語数が多く、バリエーションが豊富であり、一方延べ語数が多いのは時間副詞であるということが明らかになった。

文体的特徴の視点から見ると、他の分野で使用される副詞と比べて、国会会議録における副詞は話し言葉と書き言葉の中間的性格を持つ。例えば、「しっかり」「もう」のような話し言葉的な副詞と「極めて」「より」「既に」のような書き言葉的な副詞の両方が用いられ、「特に」「全く」「なぜ」のような話し言葉と書き言葉の中間性を持つ副詞も使用されている。

また、国会会議録に出現する当為表現、禁止表現と共起しやすい副詞について考察した。国会会議録では「直ちに」は当為表現「べきだ」と共起し、「決して」「到底」「断じて」は「許してはならない」のような「不許可」表現と共起する傾向が見られた。

今回は「直ちに」「決して」「到底」「断じて」のみを考察したが、他の当為表現と共起する副詞、例えば加藤恵梨（2016:24）で言及されている当為表現「べきだ」と共起しやすい副詞「もっと」「やはり」などについては、今後の課題とする。

注：

- 1 ビジネス文書、法律の条文、職場談話コーパス、ビジネス場面を反映するテレビドラマにおける副詞の使用実態についてはそれぞれ呉雨（2019a）、呉雨（2020b）、呉雨（2020c）、呉雨（2020d）を参照。
- 2 厳密に言うと、話し言葉と書き言葉の両方の要素が混在しているのが特徴であるが、本稿では、松田健次郎ほか（2008）で指摘する「中間的特徴」とする。
- 3 本稿で扱う「時間副詞」とは、特定の時点や時間の長さを指すものではなく、時間軸における行為などの起こり方を意識して使う副詞である。
- 4 282語というのは、二つ以上の分類に属する語を同一の副詞として数えた場合の異なり語数である。同じ表記の語であっても、二つ以上の分類に属する語は、それぞれ異なる語として数えたため、表1の異なり語数は293になる。
- 5 括弧内は議院、回、号、発言者である。以下同様。

調査資料

形態素解析ツール「Web 茶まめ」(国立国語研究所)

<http://chamame.ninjal.ac.jp> (2019年11月20日最終アクセス)

全文検索システム『ひまわり』<http://www2.ninjal.ac.jp/lrc/index.php?himawari>

(2019年11月20日最終アクセス)

全文検索システム『ひまわり』用パッケージ(国会会議録)

<http://www2.ninjal.ac.jp/lrc/index.php?kokkai> (2019年11月20日最終アクセス)

参考辞書

小学館国語辞典編集部(2006)『精選版日本国語大辞典』小学館

中村明(2010)『日本語語感の辞典』岩波書店

飛田良文・浅田秀子(2018)『現代副詞用法辞典』東京堂出版

参考文献

加藤恵梨(2016)「コーパスに基づく「べきだ」の分析」『朝日大学留学生別科紀要』13(13)朝日大学留学生別科 pp.15-24

工藤浩(2000)「副詞と文の陳述的なタイプ」仁田義雄・益岡隆志編『日本語の文法3 モダリティ』岩波書店 pp.161-234

呉雨(2019)「ビジネス文書における副詞による配慮表現の一考察」『國學院大學大学院—文学研究科紀要—』50 國學院大學大学院文学研究科 pp.71-90

呉雨(2020b)「法律の条文における副詞の使用実態：ビジネスに関わる法律を中心に」『國學院大學大学院文学研究科論集』47 國學院大學大学院文学研究科学生会 pp.58-44

呉雨(2020c)「職場の会話における副詞の使用：職場談話コーパスを調査資料として」『論究日本近代語1』日本近代語研究会 pp.18-34

呉雨(2020d)「ビジネス場面の会話における副詞の使用実態：テレビドラマ『わたし、定時で帰ります』を調査資料として」『国学院大学日本語教育研究』11 国学院大学日本語教育研究会 pp.18-34

郷丸静香(1995)「現代日本語の当為表現：「なければならぬ」と「べきだ」」『三重大学日本語学文学』6 三重大学日本語学文学研究室 pp.29-39

田中寛(2009)「言語行動からみた発話行為と文法：＜禁止＞の構文をめぐる」『語学教育研究論叢』

25 大東文化大学語学教育研究所 pp.237-260

松田健次郎 (2004) 「言語資料としての国会会議録検索システム」『神戸松蔭女子学院大学研究紀要言語科学研究所篇』7 神戸松蔭女子学院大学学術研究委員会 pp.55-82

松田健次郎 (2008) 「国会会議録検索システム総論」松田健次郎編『国会会議録を使った日本語研究』ひつじ書房 pp.1-32

諸星美智直 (1986) 「国語資料としての帝国議会議事速記録—当為表現の場合—」『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』17 國學院大學大学院文学研究科 pp.217-251

山田孝雄 (1936) 『日本文法学概論』宝文館

山本和英 (2008) 「自然言語処理での国会会議録の利用」松田健次郎編『国会会議録を使った日本語研究』ひつじ書房 pp.235-253

